

議案第14号

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県市町村職員退職手当組合への加入について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求める。

平成19年 3 月29日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 目 片 信

専決第14号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき別紙の規約により滋賀県市町村職員退職手当組合に加入することについて、同法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成19年 2 月 1 日

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

滋賀県市町村職員退職手当組合格約

平成12年1月25日
滋賀県指令市振第137号

滋賀県市町村職員退職手当組合格約（昭和33年4月1日滋賀県指令地第345号
設立許可）の全部を次のように変更する。

第1章 総則

（名称）

第1条 この組合は、滋賀県市町村職員退職手当組合（以下「組合」という。）という。

（組織）

第2条 この組合は、別表第1に掲げる市町、市町の一部事務組合および広域連合（以下「組合市町」という。）をもって組織する。

（共同処理する事務）

第3条 この組合は、組合市町の職員に対する退職手当の支給に関する事務および組合市町の負担金納入事務を共同処理することを目的とする。

（事務所の位置）

第4条 この組合の事務所は、大津市京町四丁目3番38号に置く。

第2章 組合の議会

（議会の組織および選挙の方法）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合の議員」という。）の定数は18人とする。

2 前項の議員は、別表第2の左欄に掲げる区域ごとにその区域内の組合市町の長および組合市町の議会の議長が同表右欄に掲げる数をそれぞれ互選する。

（議員の任期）

第6条 組合の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 組合の議員が市町の長または、市町の議会議長の職を失ったときは、組合の議員の職を失う。

3 組合の議員に欠員を生じたときは、すみやかに補欠選挙を行わなければならない。

（議員の報酬）

第7条 組合の議員には報酬を支給しない。

（議長および副議長）

第8条 組合の議会は、組合の議員のうちから議長および副議長1人を選挙する。

2 議長および副議長の任期は、組合の議員の任期による。

第3章 執行機関

(組合長および副組合長)

第9条 組合に組合長および副組合長各1人を置く。

2 組合長および副組合長は、組合の議会において組合を組織する市町の長のうちから選挙する。

3 組合長および副組合長の任期は、2年とする。ただし、市町の長の職を失ったときは、その職を失う。

4 組合長に事故があるとき、または組合長が欠けたときは、副組合長がその職務を代理する。

5 副組合長にも事故があるとき、または副組合長も欠けたときは、あらかじめ組合長の指定した職員がその職務を代理する。

6 組合長および副組合長は無報酬とする。

(兼職の禁止)

第9条の2 組合の議員は、組合長または副組合長と兼ねることができない。

(会計管理者)

第10条 組合に会計管理者1人を置く。

(職員)

第11条 組合に職員を置くことができる。

2 前項の職員は、組合長が任免する。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員3人を置く。

2 監査委員は、組合長が組合の議会の同意を得て、識見を有する者1人および組合の議員の職にある市町の長および市町の議会議員のうちからそれぞれ1人選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者にあつては3年とし、組合の議員から選任された者にあつては組合の議員の任期による。

4 監査委員は、無報酬とする。

第4章 退職手当を受ける者の範囲

(退職手当を受ける者の範囲)

第13条 組合から退職手当を受ける者は、組合市町から給料の支給を受ける者で、別に条例で定める者またはその遺族とする。

(退職手当の額)

第14条 組合から退職手当を受ける者の退職手当の額は、別に条例で定める基準による。

第5章 組合の経費の支弁の方法および資産の管理

(組合経費の支弁方法)

第15条 組合の経費は、次の収入をもって充てるものとする。

- (1) 組合市町の負担金
- (2) 組合の財産から生ずる収入
- (3) その他の収入
(負担金)

第16条 組合市町は、別に条例で定める額を負担するものとする。

(資産の管理)

第17条 組合の資産は、組合長が管理し、現金は、銀行預金、信託預金その他最も確実かつ有利な方法によって保管するものとする。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(会計年度)

第18条 組合の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。

(予算、決算および会計)

第19条 組合の予算は、組合の議会の議決を経て定め、決算は、監査委員の監査を経て組合の議会の認定に付するものとする。

2 各年度において剰余金を生じたときは、組合の議会の議決を経て翌年度に繰越し、または積立金として積み立てるものとする。

第6章 組合市町の脱退

(組合市町の脱退)

第20条 組合市町が組合から脱退する場合においては、当該組合市町が退職手当の支給に要する費用として納付した負担金の額と当該組合市町の職員に給付した退職手当の額との差額を組合に納付し、または当該組合市町に還付するものとする。

付 則

- 1 この規約は、許可の日から施行し、平成11年11月1日から適用する。
- 2 この規約の施行の際、現に在職する組合の議員、議長、副議長、組合長、副組合長、収入役および監査委員は、この規約に基づきそれぞれ選挙または選任されたものとみなす。ただし、その任期については、おのおのその残任期間とする。
- 3 平成11年10月31日をもって解散した湖西地域広域市町村圏事務組合が納付した負担金は、変更後の規約第19条の規定にかかわらず、湖西広域連合の納付した負担金とみなす。

付 則 (平成13年10月1日滋賀県指令市振第1604号)

- 1 この規約は、許可の日から施行し、変更後の滋賀県市町村職員退職手当組合理

約の規定は、平成13年10月1日から適用する。

- 2 この規約の施行の際、現に在職する組合の議員、議長、副議長、組合長、副組合長、収入役および監査委員は、この規約に基づきそれぞれ選挙または選任されたものとみなす。ただし、その任期については、おのおのその残任期間とする。

付 則 （平成14年7月24日滋賀県指令市振第1035号）

この規約は、許可の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

付 則 （平成16年10月1日滋賀県指令合支第8号）

- 1 この規約は、許可の日から施行する。
- 2 この規約の施行の日から平成17年6月30日までの間は、第5条の適用については、同条第1項中「24人」とあるのは「24から市町村の廃置分合に伴い議員の職を失った者の数を減じた数」と、同条第2項中「11人」とあるのは「11から市町村の廃置分合に伴い本号に該当しなくなった者の数を減じた数」と読み替えるものとする。
- 3 中主町、野洲町、石部町、甲西町、氷口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町および野洲郡行政事務組合の脱退については、第19条の規定を適用しないこととし、その場合において、当該組合市町村が退職手当の支給に要する費用として納付した負担金の額と当該組合市町村の職員に給付した退職手当の額との差額（以下「差額」という。）は、中主町、野洲町および野洲郡行政事務組合の差額については野洲市が、石部町および甲西町の差額については湖南市が、氷口町、土山町、甲賀町、甲南町および信楽町の差額については甲賀市が、それぞれ承継するものとする。

付 則 （平成16年12月28日滋賀県指令合支第18号）

- 1 この規約は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 別表の改正規定（「甲賀郡国民健康保険病院組合」を「公立甲賀病院組合」に、「滋賀県町村議会議員公務災害補償等組合」を「滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合」に、「甲賀郡行政事務組合」を「甲賀広域行政組合」に改める部分に限る。）は、平成16年10月1日から適用する。
- 3 マキノ町、今津町、朽木村、安曇川町、高島町、新旭町および湖西広域連合の脱退については、この規定による改正前の第19条の規定を適用しないこととし、その場合において、当該組合市町村が退職手当の支給に要する費用として納付した負担金の額と当該組合市町村の職員に給付した退職手当の額との差額は、高島市が承継するものとする。

付 則 （平成17年2月1日滋賀県指令合支第12号）

この規約は、平成17年2月11日から施行する。

付 則 （平成17年2月14日滋賀県指令合支第13号）

- 1 この規約は、平成17年2月14日から施行する。

- 2 この規約による改正後の第5条の規定は、平成17年7月1日から適用する。
- 3 伊吹町、山東町および米原町の脱退については、第19条の規定を適用しないこととし、その場合において、当該組合市町が退職手当の支給に要する費用として納付した負担金の額と当該組合市町の職員に給付した退職手当の額との差額は、米原市が承継するものとする。

付 則 (平成17年9月30日滋賀県指令自振第20号)

- 1 この規約は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 近江町および坂田郡広域行政組合の脱退については、第19条の規定を適用しないこととし、その場合において、当該組合市町が退職手当の支給に要する費用として納付した負担金の額と当該組合市町の職員に給付した退職手当の額との差額は、米原市が承継するものとする。

付 則 (平成17年10月14日滋賀県指令自振第21号)

この規約は、平成18年1月1日から施行する。

付 則 (平成17年10月14日滋賀県指令自振第22号)

この規約は、平成18年2月13日から施行する。

付 則 (平成17年10月14日滋賀県指令自振第23号)

- 1 この規約は、平成18年2月13日から施行する。
- 2 秦荘町および愛知川町の脱退については、第19条の規定を適用しないこととし、その場合において、当該組合市町が退職手当の支給に要する費用として納付した負担金の額と当該組合市町の職員に給付した退職手当の額との差額は、愛荘町が承継するものとする。

付 則 (平成18年2月27日滋賀県指令自振第11号)

この規約は、平成18年3月20日から施行する。

付 則 (平成18年7月18日滋賀県指令自振第33号)

- 1 この規約は、許可の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 平成18年3月31日をもって解散した東浅井郡広域行政組合および伊香郡消防組合が納付した負担金は、変更後の規約第19条の規定にかかわらず、湖北地域消防組合が納付した負担金とみなす。

別表第 1（第 2 条関係）

栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、米原市、安土町、日野町、竜王町、愛
 荘町、豊郷町、甲良町、多賀町、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西
 浅井町、公立甲賀病院組合、滋賀県市町村職員退職手当組合、大滝山林組合、伊香
 郡病院組合、滋賀県市町村交通災害共済組合、滋賀県自治会館管理組合、滋賀県市
 町村議会議員公務災害補償等組合、伊香郡衛生プラント組合、甲賀広域行政組合、
 彦根市犬上郡営林組合、伊香郡民会館管理組合、湖東広域衛生管理組合、愛知郡広
 域行政組合、中部清掃組合、滋賀県市町村職員研修センター、湖北地域消防組合、
 滋賀県後期高齢者医療広域連合

別表第 2（第 5 条関係）

区域	市 町	市町長が 互選する 数	市町の議 会の議長 が互選す る数
1 区	栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市	2 人	2 人
2 区	安土町、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、 甲良町、多賀町	3 人	3 人
3 区	米原市、虎姫町、湖北町、高月町、木之本 町、余呉町、西浅井町	3 人	3 人
4 区	高島市	1 人	1 人